

株式会社栄工社 CSR ガイドライン

A. 労働・人権

1. 強制労働の禁止

全ての従業員の自由な意思を尊重し、強制的な労働は行わせない。個人の身分証明書・パスポート等の引き渡しを従業員に要求しない。本人の意思に反して就労させない。

2. 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童を雇用しない。

3. 労働時間

法令で定められている労働時間・休日等を順守し、適切に管理する。

4. 適切な賃金

法令で定められている最低賃金以上の賃金を遅滞なく支払う。不当な賃金の減額を行わない。

5. 差別の禁止/ハラスメントの禁止/非人道的待遇の禁止

求人・雇用において人種、年齢、性別、宗教など業務と関係のない事由による差別を行わない。従業員の人権を尊重し、ハラスメントや虐待などの非人道的な待遇を行わない。

6. 従業員の権利

法令で定められている従業員の権利を尊重し、労働環境や待遇の改善等について従業員と誠実に対話し協議する。

B. 安全衛生

1. 労働安全衛生

従業員の安全衛生を確保するため、職場環境や使用する機械設備・化学物質等の危険性を把握し、適切な安全対策を講じる。従事する業務に応じて有害な化学物質等へのばく露を防ぐため、適切な教育、保護具等を提供する。

2. 緊急時への備え

従業員の生命・身体の安全を守る為、災害や事故等のリスクを評価し、対応策を準備し必要な教育・訓練を行う。

3. 労働災害及び疾病

労働災害や労働疾病の状況を把握し、予防するための適切な対策を講じる。

4. 身体に負荷のかかる作業

身体的に負荷のかかる作業を特定し、労働災害や労働疾病に繋がらないよう対策を講じる。

5. 施設の衛生

従業員の為に提供される施設（食堂、トイレ等）の安全衛生を確保する。

C. 環境

1. 環境許可等の管理

法令で定められている許認可を取得し、必要な行政への報告を行う。

2. 省資源・省エネルギー

全ての事業プロセスにおいて、省資源・省エネルギーに向けた管理目標を掲げ、達成に努める。

3. 有害物質

人体や環境に有害な化学物質について把握し、適切な対応を行う。

4. 廃棄物の適正な管理

廃棄物の分別徹底及び適正な排出をし、マニフェストの適切な管理を行う。

5. 大気への排出

人体や環境に有害な有機溶剤やフロンガス等について、適正な管理と処分を行う。

6. 順守事項の対応

取り扱う製品及び製造品において、適用される全ての法規制及び当社が順守事項と定めた顧客要求事項について順守する。

7. 水の管理

生産工程において発生した汚水や廃油について下水への流入を防ぐ。

8. エネルギー及び温室効果ガスの排出

電力・ガソリン等の消費量を管理し、温室効果ガスの排出量の把握と削減に努める。

D. 倫理

1. 汚職・賄賂などの禁止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を行わない。

2. 情報の開示

顧客からの取引調査等に対して正確な情報を開示し、記録の改ざん等の不正な報告を行わない。

3. 知的財産

知的財産権を尊重し、適切に保護・管理する。

4. 不正行為の予防・早期発見

不正行為を防止するよう努める。また、従業員が不正行為を安全に報告できるよう告発者の保護を確保する体制を整える。

5. 個人情報の保護

サプライヤー、顧客、消費者、従業員など取引を行うすべての個人情報に関して保護する。



2025年5月1日 制定